

# 地域営農推進交付金について

過疎対策事業債を活用する事業への支援事業です  
市町村の財政負担軽減にぜひともご活用ください

メリット

過疎債を活用することにより、市町村の実質負担額が0になります！

⇒過疎対策事業債を充当したハード事業について、市町村の実質負担相当額に対して、「翌年度」県が交付金を交付します（事業費の3/10以内）

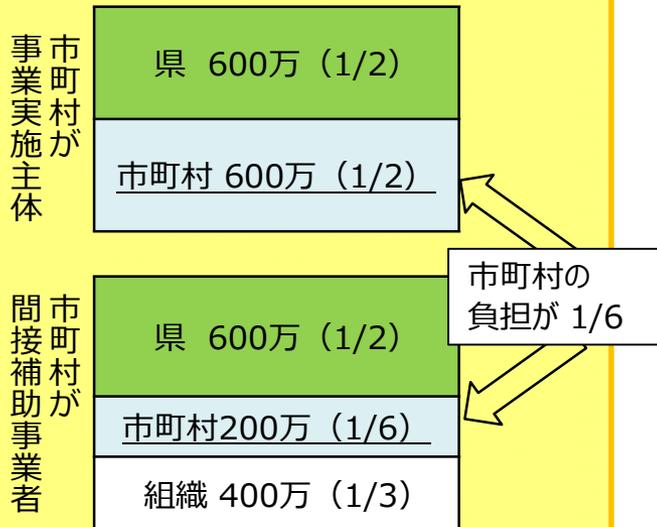
注意点

同一事業に対して「地域営農支援事業費補助金」と「地域営農推進交付金」を同時に活用することはできません

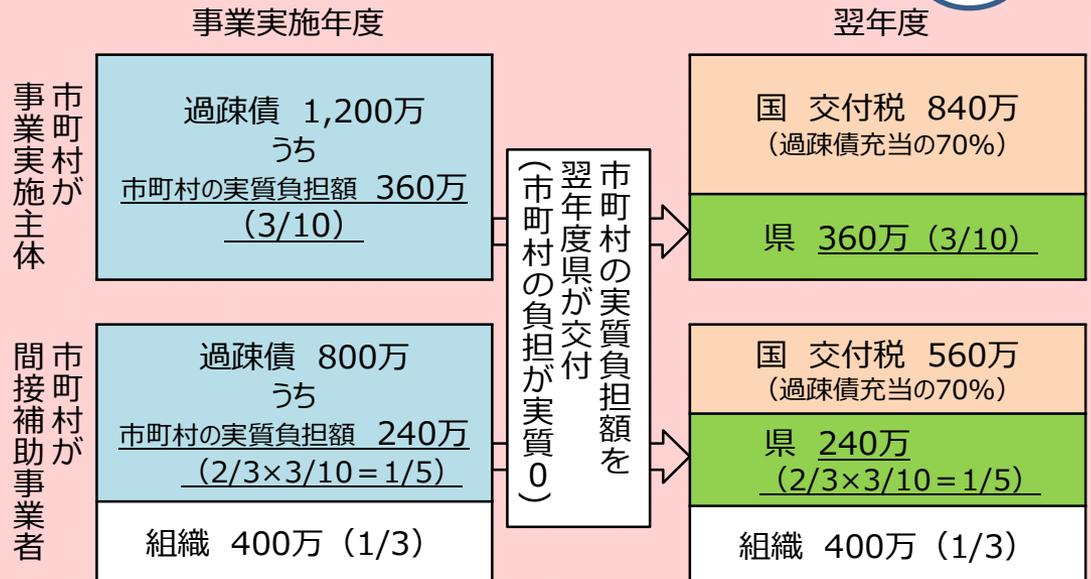
⇒いずれの事業を活用するかご検討のうえ、事業実施前年度(9月予算要望時期)までに農業担い手支援課にご相談ください

(例) 事業費：1,200万円の場合は・・・

地域営農支援事業費補助金  
【規模拡大支援】組織間連携の場合  
事業実施年度



地域営農推進交付金の場合



ぜひ  
ご活用ください